公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書及び同実施要領の改正の概要

令和４年3月

１　畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）の一部変更【別紙2-1】

（１）　「第２章第６条第２項ほか　譲渡価額」関係

譲渡価額について、これまでの一律、取得価額の100分の10としていたものを、柔軟に改訂できるよう理事長が別に定める譲渡価額とした（第２章第６条第２項、同第１１条第１項、附則第２、３及び５項関係）。

なお、今回は業務方法書実施要領の規定により、取得価額の100分の10又はゼロのいずれかを申請者が選択できることとするものである。

　（２）　「第２章第１０条　違約金の割合」関係

　　　　　違約金の割合を、「年率14.6％」から「国税に係る延滞税に適用されている割合」とした。

２　畜産近代化リース協会業務方法書実施要領の一部改正【別紙２-２】

（１）　「第１章第５　取得価額」関係

　　　　　これまでリースの対象外としていた取得時に必要となる輸送費、登録諸経費をリース対象にできることとした。ただし、自動車取得税、自賠責保険料、リース期間中の車検等の経費は、これまでどおりリース対象とはしない。

（２）　「第１章第７　附加貸付料」関係

**附加貸付料率について、これまでの100分の1.0から、100分の0.7に引き下げることとした。**

　（３）　「第１章第１６　貸付期間終了後の施設の譲渡」関係

**譲渡価額について、これまでの一律、取得価額の100分の10から、100分の10又はゼロ（貸付料の均等払）のいずれかを申請者が選択できる**こととした。

　（４）　「別紙３（別記１関係）　受渡書」関係

　　　　　再々貸付けの場合、従来の様式では通常、検収に立ち会わない借受者（経済連、県酪連等）の押印も必要となっていたため煩雑かつ時間を要していたことから、事務の簡素化・迅速化を図るため、借受者の押印を省き借受者には再貸付団体から写しを送付し通知すればよいこととした。

　（５）　「別記様式第２号　貸付申請書」関係

　　　　・　貸付申請書について、これまで貸付施設の種類（自給飼料生産利用機械施設等）ごとに別々に作成・提出してもらっていたものを、申請者の事務の軽減を図るため、異なった種類の貸付施設であっても、一本の申請書で提出できることとした。

　　　　・　農協等に対し転貸に係る再貸付手数料を交付することに伴い、事務手数料の振込先口座を記した書類を申請書添付書類に加えることとした。

　（６）　「別記様式第３号　売買契約書の明細書」関係

　　　　　これまでの売買契約書では、再々貸付けの場合、再貸付団体の記載がないので、売買業者は再々貸付けに係る契約と認識できないものとなっていたので、明細書に「再貸付団体名」を記載することとした。

　（７）　違約金、延滞金又は遅延賠償金の割合

　　　　　違約金等の割合を、「年率14.6％」から「国税に係る延滞税に適用されている割合」とした。

（８）　押印の省略

　　　　　押印が必要な契約書、検収調書・受渡書等を除き、簡素化を図るため書類の押印を省略できることとした。

３　畜産関係施設貸付事業再貸付手数料交付要領の制定【別紙３】

　　借受者及び再貸付団体に対して、畜産関係施設貸付事業における再貸付け又は再々貸付けに関する事務等に要する経費について、**再貸付手数料（貸付機械施設1基当たり 9,200円（税込））を交付**するものとし、その交付に係る要領を制定した。